

技能五輪・アビリンピック理解促進事業委託業務仕様書

1 目的

2026・2027年度に愛知県国際展示場を主要会場として開催する技能五輪全国大会・全国アビリンピック（以下、「大会」という。）に向けて、県内の高等学校や特別支援学校（高等部）等において技能五輪やアビリンピックに対する理解を深め、大会の見学を促進するとともに、選手として大会出場を目指すなど、大会参加者の裾野を広げる。

2 業務概要

大会選手、指導者による講話、実演、競技体験等を行う講座を実施する。

3 委託業務内容

技能五輪・アビリンピック理解促進事業の実施に係る企画、運営及びこれに付随する業務一式。

なお、業務の実施に当たっては、県の指示に従うこと。

(1) 講座の企画

- ・次の条件を満たすよう講座の実施内容を企画すること。

対 象：学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定められる県内の高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校

※ただし、中等教育学校は後期課程、特別支援学校は高等部とする。

講 師：大会の出場者・指導者等、大会に精通し、講師とするに相応しい者

※講師は講座内容ごとに、県と受託者が協議のうえ決定する。

手 法：講師を学校に派遣又は生徒が講師を訪問し、講話、実演又は競技体験等を行う。実施にあたっては、あらかじめ受託者において職種・種目に対応した複数の講師と調整のうえ、講座リストを作成すること。

(2) 募集要項等の作成

- ・募集要項等を県と協議のうえ作成すること。

(3) 実施校の募集・受付

- ・学校募集は4月中に開始すること。
- ・募集要項等必要な書類を学校へ配布する等、周知、働きかけを行うこと。
- ・申込み先及び電話等による問合せ先は受託者とする。申込状況は適宜県に報告し、県と協議の上、実施校を決定すること。

(4) 講座の実施

- ・15回以上実施すること。ただし、学校が指定する1単位を1回とする。

(5) アンケートの実施

- ・事業の実施効果を検証するため、受講者、教員及び講師向けのアンケートを県と協議のうえ作成し、集計結果を分析すること。

(6) 報告書の作成

- ・本業務に係る実施報告書を作成し、提出すること。なお、実施報告書には以下の項目を含めること。

①事業概要

②事業スケジュール

③派遣講座実施報告

④派遣講座実施一覧

⑤アンケート結果

⑥まとめ

4 業務委託期間

契約締結日から 2027 年 3 月 26 日（金）まで

5 成果物

事業完了後、業務委託期間内に以下のものを納品すること。

- (1) 実施結果報告書 2部（正本1部、副本1部）及び電子データ
- (2) その他、県が指示したもの。

6 納品場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県労働局産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項は県及び受託者の協議により定めるものとする。
- (2) 荒天等による休校などで業務の実施が困難となった場合には、関係機関と調整の上、その対応策を提案するとともに、迅速に対応できる体制を整えること。
- (3) 業務を行うに当たっては、第三者に委託せず、受託者の責において実施すること。ただし、主要な部分以外において委託の必要が生じた場合には、事前に県の承認を得ること。
- (4) 業務実施に当たっては、受託者において、事前に傷害保険等に参加し、安全に十分配慮すること。
- (5) 個人情報を含む情報管理については、十分に留意し、法令・条例を遵守すること。
- (6) 事業の進捗管理のため、定期的に県と業務に係る打合せを行うこと。
- (7) 1件10万円（消費税及び地方消費税含む）以上の物品の購入は不可とする。
- (8) 本事業により製作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は全て県に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等は開発者が著作権を保有するものとし、これらを使用する場合はその取扱については乙により適切な処理を行うものとする。